

**農業委員**

**農地を無断で転用することは、農地法違反です！**

●問い合わせ 町農業委員会事務局（町生涯学習センター2階） ☎096(293)6686

●農地の無断転用とは？

農地などを住宅や建物敷地、資材置場、駐車場、山林（植林）など、許可を受けずに農地以外の用地に転用することです。自分の農地であっても無断で転用することは、法律違反です。

■無断転用の例 ・農業用施設（倉庫、牛舎など）を建てた ・駐車場にした ・資材置場にした など

●許可を受けずに転用すると？

許可なく転用した場合は、工事等の中止や元の農地に復元するよう命令される場合があります。場合によっては、最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科せられることがあります。

**農地の転用・売買・貸借などは許可を受けてから**

農地を売買したり、貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは
<b>3条申請</b>	<b>4条申請</b>	<b>5条申請</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農地を、耕作目的で売買したり、貸し借りしたりするときは農業委員会の許可が必要です。</li> <li>◆資産保有や投資目的による売買や農地を取得する適格者（耕作が申請を含め50a以上）でない場合は許可されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農地の転用とは、農地を住宅・車庫・工場・倉庫・資材置き場・駐車場・山林など、農地以外のものに用途を変更するには、農業委員会を経て、『県知事の許可』が必要です。</li> <li>◆転用申請では主に次のような内容を審査します。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①転用の目的は適正か</li> <li>②転用の面積は適当か</li> <li>③水利など、必要な同意はあるか</li> <li>④付近の農業に与える影響はどうか</li> <li>⑤転用の目的は確実に実現できるか</li> <li>⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているか</li> </ol> </li> </ul>	

※新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の募集については、平成29年2月以降に行う予定です。

**健康保険**

**交通事故などでの国民健康保険の使用について**

●問い合わせ 役場健康保険課 国保医療係 ☎096(293)3114

**交通事故などでの国民健康保険の使用について**

●届出に必要なもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの）

※その他傷病届などの書類への記入が必要です。様式は用意していますので、役場国保・医療係へお問い合わせください。

◎交通事故以外で第三者行為による事故となるもの

- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・落下物にあたった
- ・傷害事件に巻き込まれた など

※次の場合は、国保は使えません。

- ・勤務中や通勤中の事故
- ・飲酒運転や無免許運転等の不法行為による事故

・示談を済ませてしまったとき

●届出に必要なもの

●保険証

●印鑑

●事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの）

※その他傷病届などの書類への記入が必要です。様式は用意していますので、役場国保・医療係へお問い合わせください。

◎交通事故以外で第三者行為による事故となるもの

- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・落下物にあたった
- ・傷害事件に巻き込まれた など

※次の場合は、国保は使えません。

- ・勤務中や通勤中の事故
- ・飲酒運転や無免許運転等の不法行為による事故

・示談を済ませてしまったとき

**募集**

**大津町非常勤職員・臨時職員募集**

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

**非常勤職員**

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
介護支援専門員	福祉課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	看護師または介護支援専門員	無	有	任用期間1～3年、月額5,390円
調理補助員(A)	大津保育園	月～土のうち週5日	8:30～17:15を基本に週29時間		有	有	任用期間1～3年、月額124,700円
保育士	大津保育園または分園	月～金のうち週4日(土日勤務の可能性あり)	8:45～17:00を基本に週29時間	保育士	有	有	任用期間1～3年、月額142,100円
保育士(短時間勤務)	大津保育園または分園	月～金	①7:30～11:30 ②8:00～12:00 ③14:00～18:00 ①～③のいずれか	保育士	無	有	任用期間1～3年、月額84,800円

**臨時職員**

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
介護支援専門員	地域包括支援センター	月～金	8:30～17:15	介護支援専門員(または保健師、看護師)	有	有	任用期間6カ月以内(更新あり)、月額8,560円
特別支援補助員	町内小中学校	月～金(学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち6時間30分	看護師または養護教諭免許	有	有	任用期間6カ月以内(更新あり)、月額6,370円

- 申込期限 1月16日(月)
- 申込時間 午前9時～午後5時(土、日、祝を除く)
- 申込方法 履歴書および各種資格証明書(写し)を役場総務課へご提出ください。
- 任用開始 2月1日以降予定
- その他 申込者については面接を実施予定です。募集の詳細などは変更になる場合があります。不明な点は気軽にお尋ねください。

**追加健診**

**追加健診のお知らせ**

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

**今年度、国保特定健診の未受診者および胸部レントゲン検査の未受診者を対象に、追加健診を実施します。**

特定健診対象者および65歳以上の胸部レントゲン検査対象者には、個人通知をします。

40～64歳の胸部レントゲン検査希望者は、検査日に直接お申し込みください。今年度最後の健診となります。1年に1回は健診を受けて、健康づくりに役立てましょう。

●日時 2月9日、10日、13日 午前8時～10時

※詳しくは個別通知をご覧ください。頂くかお問い合わせください。

●場所 町子育て・健診センター

※申込状況により日程を変更することがあります。

**健診の対象者および負担金**

実施する健診	受診対象者	個人負担金	
		74歳まで	75歳以上
特定健診	40～74歳の国保加入者	1,500円	
肺がん検診(レントゲン)	40歳以上の男女	500円	200円

※全項目、平成28年度未受診者に限り受診できます。